業務委託契約書 (案)

佐賀県(以下「甲」という。)と	(以下「乙」	という。)とは、「県	
立大学における教職員の人事給与制度の基本的な考え	之方策定支援業務」	について、次のとお	
り契約を締結する。			
(目的)			
第1条 甲は「県立大学における教職員の人事給与	制度の基本的な表	考え方策定支援業務	⅃
(以下「業務委託」という。) を乙に委託し、乙はこ	れを受託するもの	とする。	
(委託期間)			
第2条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月3	3 1 日までとする。		
(委託料)			
第3条 業務委託の委託料(以下「委託料」という。) の総額は <u>金</u>	<u>円</u> (う	
ち消費税及び地方消費税額金 円)と	こする。		
(契約保証金)			
第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の1	100 分の 10 に相当	する契約保証金を納	
付しなければならない。			
2 前項の契約保証金には利息をつけない。			
3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第1項に	定める契約保証金	を還付するものとす	
る。			
4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間			
上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、	、その保険証券を	甲に提出したときは	
契約保証金を免除する。			
※佐賀県財務規則第115条第3項各号に該当する場合	} ※		

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、別紙「業務委託仕様書」及び甲の指示に従って処理しなければならない。

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第 115 条第3項第○号の規定によりこれを免除す

(再委託)

る。

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一

部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

2 前項において、乙は、再委託した業務につき、甲に対して責任を負わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

(完了報告書の提出)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書(以下「完了報告書」という。)を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から 10 日以内にその内容を検査し、 合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示 に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正につい て準用する。
- 4 第2項(前項後段において準用する場合も含む。)の検査(以下「検査」という。)及び 前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

- 第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定 により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとす る。
- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日 以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約内容の不適合責任)

- 第11条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間 を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに 損害の賠償を請求できる。
- 2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを 受けた日から1年以内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等によ

り生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当で あることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

- 第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。
- 2 甲の責に帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

- 第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規 定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の 責めを負わないものとする。

(違約金)

第14条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている ときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとす る。
- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限 までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金 に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第15条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しないために相手方に損害を与えたと きは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、業務委託の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第16条 甲乙ともに、業務委託の処理上、知り得た秘密を許可なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、公知となった情報、又、開示を受けたときに既に公知であった情報はその限りではない。

(権利の帰属)

- 第 17 条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物は甲の所有とする
- 2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用 に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる 権利も主張できない。
- 4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、 甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- 5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む)が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を 賠償しなければならない。

(第三者の権利侵害)

- 第18条 乙は、甲に対して、本件成果品が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証するものとする。なお、本件成果品の中に第三者が知的財産権等を持つ素材を使用する場合には、乙が権利者の承諾を得ることとする。
- 2 本件成果品及び委託業務で制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等が第三 者の知的財産権等を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙 は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。
- 3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当 該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(存続事項)

第20条 本契約終了後も、第15条(損害賠償)、第16条(守秘義務)、第17条(権利の帰属)、第18条(第三者の権利侵害)、第19条(個人情報の保護)及び本条は有効に存続するものとする。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第22条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項 については、甲乙協議のうえ定めるものとする。 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲:佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県政策部 政策企画監 中島 健二

乙:

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。))の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的 を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わな ければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的 のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

- 第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき 損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び 作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければ ならない。
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名(●●課、●●係等)、事務名(●● 事務担当者)等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出して

はならない。

(再委託の禁止)

- 第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託 してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、 甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講 じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委 託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに 応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返環等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報 が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に 消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとと もに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図ら れるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
 - (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3)その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を 取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければなら ない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、 取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めるこ とができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り 扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査する ことができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の 請求をすることができるものとする。

(注)

- 1「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

佐賀県政策部政策企画監 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

県立大学における教職員の人事給与制度の基本的な考え方策定支援業務委託に関する個 人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名	
(事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

佐賀県政策部政策企画監様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

県立大学における教職員の人事給与制度の基本的な考え方策定支援業務委託に関する個 人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事 務 名	
(事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)